

市民活動団体のグループ活動にかかる市ホームページへの掲載にかかる手続き等について

掲載基準については、「市民活動団体のグループ活動にかかる市ホームページへの掲載基準」を必ずご確認ください。掲載についての手続き等は、下記のとおり取り扱います。

1 掲載団体登録の手続き等について

- (1) 初掲載の場合には、秘書広報課に「**A**掲載団体登録申込書」を持参してください。
- (2) 前記の内容を確認するため、初掲載には会則（設立趣意書等）、会計報告（予算書等）、会員名簿など、活動内容がわかる書類が必要です。（チラシのみは不可）
- (3) 連絡先は、原則として団体の会員であり、問合せに応じられる市内の個人とします。
- (4) 会費、参加費などを徴収するものは会計の状況を確認するため、任意に会計報告の提出を求める場合があります。
- (5) 営利（間接的なものを含む）を目的とする団体は登録できません。
※なお、掲載基準にある「高額と判断されるもの」の基準として、概ね入会金3,000円以上、月会費3,500円以上、催し1回あたり3,000円以上のものとしします。
- (5) 登録内容の変更があったときや、団体の廃止があった場合には、随時「**A**掲載団体登録申込書」の提出をしてください。
- (6) 市に市民活動団体についての問合せがあった場合、「**A**掲載団体登録申込書」に記載されている情報を提供するものとしします。

2 市民活動団体の市ホームページへの公開方法について

「**A**掲載団体登録申込書」の情報を基に「団体の活動内容等の情報」を市ホームページに掲載します。

登録済みの団体から所定の様式「**B**市民活動団体のグループ活動にかかる市ホームページ掲載申込書」にて提出された情報を基に「催しや会員の募集等の情報」を市ホームページに掲載します。

（裏面あり）

3 催しや会員の募集等の情報の公開方法について

(1) 掲載日等と原稿提出期間

催しや会員の募集等の情報については3か月に一回募集を受け付けます。掲載期間は掲載日から3か月間です。

掲載日	6月1日	9月1日	12月1日	3月1日
掲載期間	6月1日から 8月末日	9月1日から 11月末日	12月1日から 2月末日	3月1日から 5月末日
原稿提出期間	5月1日から 7日まで	8月1日から 7日まで	11月1日から 7日まで	2月1日から 7日まで

※活動されていない団体等の報告があり、活動されていないことの確認をとれた場合には、すみやかに市ホームページから削除します。

(2) 原稿提出方法について

所定の申込書「**B**市民活動団体のグループ活動にかかる市ホームページ掲載申込書」を、メールに添付して送付してください。なお、メール本文に内容を直接記入も可とします。

(送り先：(秘書広報課) obokoho@city.uji.kyoto.jp)

なお、受付は、「原稿提出期間中の1日午前0時から7日午後11時59分まで」とします。

4 注意事項

- (1) 明らかな間違いである場合以外は、原則、提出された内容をそのまま市ホームページに掲載します。
- (2) 掲載基準に違反する場合は、掲載できません。
- (3) 会場(施設)名は、通称ではなく正式名称で記載してください。また、会場(施設)を連絡先にすることはできません。

問い合わせ…秘書広報課広報係(電話20-8704)(直通)